

議案第26号

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

第6条第3項中「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に改める。

第8条の見出し中「手数料」を「等」に改める。

第14条中「法第31条第1項後段」の次に「，法第33条の3第1項後段」を加える。

附則第7条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の小松島市介護保険条例第4条の規定は，平成30年4月1日から適用する。